

平成31年1月7日

石巻市議会議長 木村 忠良 殿

総合防災対策特別委員会
委員長 西條 正昭

視察報告書
視察の概要は下記のとおりです。

記

- 1 参加委員 委員長 西條 正昭
副委員長 奥山 浩幸
委員 鈴木 良広、千葉 正幸
森山 行輝、阿部 欽一郎
山口 莊一郎、水澤 富士江
- 2 視察日時 平成30年11月20日から
平成30年11月22日まで 3日間
- 3 視察先及び視察内容
(1) 京都府 舞鶴市 「原子力防災対策への取組について」
(2) 愛知県 西尾市 「大規模災害に備えた防災対策の取組と業務継続計画について」
- 4 視察目的 別頁のとおり
- 5 視察概要 別頁のとおり
- 6 所 感 別頁のとおり
- 7 経 費 9人 820,065円 (随員職員の旅費を含む)



○視察目的

舞鶴市は、原子力発電所の立地市でないが、ほぼ市内全域が福井県高浜町に立地する関西電力高浜原発のUPZ（緊急防護措置を準備する区域：原発から概ね5～30キロメートル）圏内に入っており、一部はPAZ（予防的防護措置を準備する区域：原発から概ね5キロメートル）に属している。また、同時に福井県おおい町に立地する関西電力大飯原発のUPZ圏内に人口の大多数が居住している状況にあり、同時に両原発に多数の住民が就業しており、市のスタンスとして安全性の確保を前提に、原発の再稼動を是認するとともに、舞鶴市地域防災計画（原子力災害対策編）に規定する「避難収容活動体制の整備」の「避難計画の作成」に基づき、両原発における原子力災害にかかる住民等の防護措置について、必要な事項を定めている。

また、国の防災基本計画及び原子力災害対策指針、京都府地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）等に基づいた防護措置を行うとともに、広域避難を含む避難等の防護措置については、京都府が定める「原子力災害に係る広域避難要領」、関西広域連合が定める「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」及び国でとりまとめられた「高浜地域の緊急時対応」と整合を図りながら実施することとしている。

東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所事故を契機に、日本全国の原発が稼動を停止し、本市に隣接する女川町に立地の東北電力女川原発も現在においても同様に停止中であるが、2号機については平成25年12月に再稼動に向けて新規規制基準への適合申請がなされており、現在においては安全対策工事が進められている状況にある。

そのため、女川原発の再稼動の是非について今後議論を深め、発展的・建設的な意見を言うことが必要であるため、原子力防災対策の先進事例を学び、今後の事業推進の参考とする。

○視察概要

舞鶴市の概要

世帯数及び人口：34,463世帯、81,801人、高齢化率：概ね30%、

市の面積：342.12km²(東西29.7km、南北37.0km)、山林が80%、

市の特徴：舞鶴卸売市場は、京都府で水揚げされる魚介類の8割が集積、

待機児童ゼロ、観光客入込数255万人、

旧軍港都市、12棟の赤レンガパーク(日本遺産)と旧海軍施設、

議員定数：28人、職員数：846人、

国の施設：海上自衛隊舞鶴総監部(日本一の直線900m海上自衛隊棧橋岸壁)、

第八管区海上保安本部(海保最大級の巡視船「だいせん」)、

海上保安学校、自衛隊舞鶴病院、

舞鶴市における原子力防災への取組

舞鶴市は原子力発電所の立地市ではないが、ほぼ市内全域が福井県高浜町に立地する関西電力高浜原発のUPZ(緊急防護措置を準備する区域＝原発から概ね5～30km)圏内に入っており、一部はPAZ(予防的防護装置を準備する区域＝原発から概ね5km)圏内に属している。と同時に

福井県おおい町に立地する関西電力大飯原発の UPZ 圏内に、人口の大多数が居住している状況にあるとともに、両原発に多数の住民が就業しており、舞鶴市長のスタンスは将来的に脱原発へ進むべきだが、代替エネルギーの確保などの課題が残る現時点では、施設と事業者の双方が安全を備えているのならば再稼働容認はやむを得ないというものであり、両原発における原子力災害にかかる住民等の防護措置を行うため、国の防災基本計画及び原子力災害対策指針、京都府地域防災計画(原子力発電所防災対策計画編)及び関西広域連合(8府県4市)が定める原子力災害に係る広域避難ガイドライン等と整合性を図りながら「舞鶴市原子力災害住民避難計画」を定め原子力防災に取り組んでいる。

原子力災害住民避難計画策定と高浜原発・大飯原発再稼働に係る経過

- 平成23年3月 東日本大震災
- 平成24年9月 原子力規制委員会設置
- 平成25年3月 **舞鶴市住民避難計画策定**
- 平成27年2月 安全協定締結(高浜発電所と舞鶴市)・・・立地市と同様に
 - 4月 運転停止仮処分(高浜原発 3・4号機)
 - 10月9日 原子力規制委員会における適合性審査完了(高浜3・4号機)
 - 11月2日 住民説明会の開催(内閣府・規制庁・エネルギー庁・関西電力)
 - 自治会長など600人の参加
 - 12月24日 再稼働を求める請願(商工会議所より)
 - 高浜3・4号機の運転停止仮処分取消
 - 12月25日 請願を、原子力防災・安全等特別委員会で可決
 - 決議案件2件 ① 反対する決議 → 否決
 - ② 再稼働容認 → 可決
- 市長が、高浜3・4号機の再稼働容認を発表
 - ※高浜1・2号機停止中(40年超につき安全性を担保しないと容認できない)
- 平成28年1月29日 高浜3号機 再稼働
- 2月26日 高浜4号機 再稼働 と同時にトリップ事故
- 3月9日 高浜3・4号機 運転停止仮処分
- 3月29日 **住民避難計画 全面改正**
- 平成29年5月 概要版による改正避難計画住民説明会(5か所=308人参加)
 - 3月29日 高浜3・4号機 運転停止仮処分取消
 - 5月17日 高浜4号機 再稼働
 - 6月6日 高浜3号機 再稼働
 - 7月 **原子力災害職員行動マニュアル策定**(全職員対応 22班 676名)
 - 8月17日 大飯発電所 連絡通報協定締結
 - 10月25日 大飯地域 緊急時対応策定
- 平成30年3月14日 大飯3号機 再稼働
- 5月9日 大飯4号機 再稼働
- ※大飯1・2号機 廃炉に向けて手続中
- 5月16日 国がエネルギー基本計画改正(第5次)

舞鶴市原子力災害住民避難計画の策定

- 平成25年3月 原子力災害住民避難計画策定(地域防災計画全面改正)
 - 高浜原発 : PAZ 概ね5km、UPZ 概ね30km
 - 大飯原発 : UPZ 概ね32.5km を視野に策定
- 概要 避難手段はバス、自家用車

- 高浜原発から5km 毎に7つの避難指示区域を設定
(大飯原発事故を想定したゾーンも同様とする)
- 平成 28 年3月 原子力災害住民避難計画全面改正
- 1) 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲を明示
 - ・予防的防護措置を準備する区域(PAZ)
 - 高浜原発より概ね5km → 松尾・杉山地域 59 人、
 - ・PAZ に準じた防護措置の地域 → 大山……地域 507人、
 - ・緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)
 - 高浜原発から概ね30km → 舞鶴市全域 82,383 人、
 - 大飯原発から概ね32.5km → ……地域 78,298 人、
 - 2) 防護措置の考え方を明示
 - ・警戒事態 → PAZ 内 要配慮者避難準備
 - ・施設敷地緊急事態 → PAZ 内 要配慮者避難開始
住民避難準備開始
安定ヨウ素剤服用準備
 - ・全面緊急事態 → PAZ内 住民避難開始、安定ヨウ素剤服用、
UPZ内 屋内退避、
 - ・放射性物質の放出 → UPZ 緊急時モニタリング(7つのゾーン)
20uSv/h(CIL2)を超過したゾーン⇒1週間以内に段階的に避難
500uSv/h(CIL1)を超過したゾーン⇒1日以内に避難
 - 3) 避難の考え方を明示(住民の避難行動 EAL、OIL)

区分	舞鶴市の対応	PAZ住民の行動 (A,A-2ゾーン)	UPZ住民の行動 (B,C,D,E,Fゾーン)
緊急事態区分(EAL)	警戒事態(EAL1) ・立地市町で震度6弱以上の地震発生 ・立地道府県で大津波警報発令 など	・ 災害警戒本部設置 (全職員参集) ・情報収集、連絡体制の構築 ・住民に情報提供 ・PAZ 要配慮者・関係者の避難準備(車両手配 など)	・外出を控える (帰宅) ・要配慮者避難準備 ・観光客等は市外退去
	施設敷地緊急事態(EAL2) ・すべての交流電源を喪失した状態が30分以上継続 など	・ 災害対策本部設置 ・住民に情報提供 ・PAZ 要配慮者避難指示 ・PAZ 住民避難準備指示 ・UPZ 住民屋内避難準備指示 ・広域避難準備(避難先・輸送手段の確保)	・ 要配慮者避難開始 ・住民避難準備 ・安定ヨウ素剤の準備 ・今後の指示・情報に留意
	全面緊急事態(EAL3) ・すべての非常用直流電源を喪失した状態が5分以上継続 ・冷却機能喪失 など	・PAZ 住民避難指示、安定ヨウ素剤の服用指示 ・UPZ 住民屋内避難指示 ・避難時集結場所開設	・ 住民避難開始 ・安定ヨウ素剤の服用
防護措置実施の判断基準(OIL)	早期防護措置(OIL2) 20uSv/h →1 日内を目途に区域を特定し、1 週間程度内に避難を実施	・ 避難指示 (基準超過ゾーン) ・安定ヨウ素剤の配布 基準超過ゾーンは服用指示	・避難時集結場所に終結 (避難指示ゾーン) ・避難カード提出(家族) ・避難時集結場所等で安定ヨウ素剤服用 ・ 避難開始
	緊急防護措置(OIL1) 500uSv/h →数時間を目途に区域を特定し、1 日以内に避難を実施	・ 避難指示 (基準超過ゾーン) ・安定ヨウ素剤の配布 基準超過ゾーンは服用指示	・避難時集結場所に終結 (避難指示ゾーン) ・避難カード提出(家族) ・避難時集結場所等で安定ヨウ素剤服用 ・ 避難開始

- 4) 避難のイメージ
- バス・自家用車 バス バス・徒歩等
- 自家用車 ⇒ **避難時集結場所** ⇒ **避難中継所** →(市外拠点避難所)⇒**避難所**
- バス・タクシー (避難者カード) 避難退域時検査
- 徒歩 避難者の把握 除染、検査済証、
- 安定ヨウ素剤の配布・服用 車両一次保管場所
- 5) 避難先(放射性物質の拡散方向に対応のため南方面と西方面に避難先を定める)
- 南方面 → 京都府
(京都市 61,461 人、宇治市 12,902 人、城陽市 5,476 人、向日市 3,110 人)
- 西方面 → 兵庫県、徳島県
(神戸市 33,559 人、尼崎市 14,919 人、西宮市 16,539 人、淡路市 1,656 人)
(鳴門市 8,273 人、松茂町 3,595 人、北島町 4,408 人)
- ※7 つのゾーンの小学校区エリア毎に、人口・避難時集結場所・避難中継所・避難先市町・拠点避難所・避難所が、それぞれ南方面、西方面に分けて明示されている。
- 6) 避難所と避難者支援
- ① 避難所の設置運営
- ・避難所は、**避難先市町**が設置する。
 - ・避難所の開設期間は、目安として2か月間を上限とする。
 - ・避難所開設当初の避難先市町主導の運営から、舞鶴市による運営へ、さら

には避難者による自主運営へと運営体制を順次切り替えていく。

※これまで、南方面(京都府内)、西方面(兵庫県内・徳島県内)の避難先の市と、それぞれ30年3月まで2回づつの調整会議を開催済み

② 避難者の支援(舞鶴市の行政機能移転)

・避難者の生活支援サービスの提供を行うため、避難所近辺に行政機能を移転する。

南方面 → 京都府が確保する。(候補地＝京都府総合見本市会館)

西方面 → 現在調整中。

7) 要配慮者の避難

① 医療機関の入院患者、福祉施設の入所者の避難

・それぞれが定める避難計画に基づき、各施設の長が、京都府災害時要配慮者支援センターと連携を密にし、必要な避難手段と避難先を確保する。

・避難先は、同種類の医療機関・福祉施設へ避難する。

② 在宅重度要配慮者の避難

・舞鶴市が関係機関と連携し、避難手段と避難先を確保する。

・避難先は、医療機関又は福祉施設とする。

・避難により健康リスクが高まる者は**放射性防護対策施設**へ一時退避を実施。

※放射性防護施設(発電所から概ね10km圏内の一時退避施設)

ア. 平成25～30年度までに、全額補助金で障害者支援施設・特別養護老人ホーム・公民館・小学校等8か所に設置。

イ. 施設内容→空気清浄機、非常用電源装置、エアブロック室、サッシ交換、備蓄物資(非常食・水・毛布・簡易トイレ・おむつ・防護服・マスク)及び資機材の配備(個人線量計、放射線測定器、保管庫等)、

③ 園児、児童、生徒等の避難

・原則、全面緊急事態までに帰宅又は保護者に引渡し、保護者とともに自宅の所在する自治会の住民として避難する。

・帰宅又は保護者への引渡しができなかった場合は、施設の所在する自治会の住民として避難し、避難先での引渡しとなる。

8) 安定ヨウ素剤の取扱い

・PAZ及びPAZに準じた防護措置を行う地域は、原子力災害指針等に基づき安定ヨウ素剤を事前配布している。(使用期限3年で平成29年再配布)。

・安定ヨウ素剤は、3年毎に回収し再配布する。また、転出・転入者、3歳(ゼリー状)・13歳到達者、死亡者等へは速やかに回収・配布する。

・安定ヨウ素剤は、事前配布説明会を開催し医師による説明、薬剤師等による問診を行い配布。また、服用は国の指示等に基づき服用を指示する。

・UPZ地域は、緊急時に避難時集結場所等に設置する配布場所で速やかに配布できるよう平成29年6月に32カ所全ての避難時集結場所に備蓄済。

・UPZ内の社会福祉施設(入所)の内、施設での備蓄を希望する27施設に29年12月に配布済。また、今年度中に希望する病院にも配布予定。

※安定ヨウ素剤は、原則、医師等の関与の下で配布・服用を指示するが**緊急時は、地方公共団体職員からの配布も可能**とされている。

住民避難計画の実効性と課題について

1. 実効性

- ・高浜原発の全面緊急事態で避難を開始するPAZ及びPAZに準じた地域に600人が居住し、30km圏内のUPZには全市が含まれ、最悪の場合84,000人を市外

に避難させなければならない。

- ・避難計画の実効性を高めるため、平成28年3月29日避難計画を全面改正した。
平成29年4月には小学校区別の「避難計画概要版」を作成し全戸配布するとともに市内の5カ所で説明会を開催し、その後においても出前講座等を通じて改正以降 約 50 回、延べ 3,500 人への住民説明会を行ってきた。
- ・市職員の行動マニュアルを策定し、全職員を割当、6 回の職員説明会を開催した。
- ・除染や避難退域時検査のために、避難中継所に立寄ってもらえるか。
- ・避難道路については脆弱な所もあるので、少しずつ道路拡張にも努めている。
(府道 3 路線、市道 1 路線)
- ・広域避難は、市単独ではできないので、国・京都府・防災関係機関等への要望や協力要請を行っている。
- ・毎年、京都府と調整して原子力防災訓練を実施している。今年も 8 月に高浜・大飯原発を対象とした、国の主導による原子力総合防災訓練を実施した。

2. 課題

①広域避難体制の整備

- ・避難誘導、交通規制、渋滞解消対策、
- ・バス及び運転要員の確保
京都府及び関西広域連合(8 県 4 市)で 78 台確保したが、一気に逃げるとすると 1,400 台のバスでピストン輸送で 75%の人が逃げることができる・・・？
- ・要支援者避難のための福祉車両の充実
- ・緊急時モニタリング体制の強化
- ・舞鶴市は高浜・大飯原発の避難計画を一本化しているが、国は高浜・大飯を区分している。

②原子力防災資機材等の整備

- ・防災行政無線の屋外拡声子局の整備
- ・住民広報用車両の増強整備
- ・住民及び災害対応者用の防護服等の整備

③原子力災害時の避難道路のインフラ整備

- ・避難の際に想定される土砂災害、大雪対策。
- ・福井県からの車両の流入にも対応できる脆弱な避難道路の改良・拡幅・バイパス化・延長などのインフラ整備

○所 感

舞鶴市における原子力防災対策への取り組みは、原発立地市ではないものの、高浜原子力発電所から概ね5キロメートル圏の予防的防護措置を準備する区域に市民約60人と、概ね30キロメートル圏の緊急防護措置を準備する区域にほぼ市内全域が含まれるとともに大飯原子力発電所から32.5キロメートル圏に人口の大多数が居住していることから最悪の場合、市民 84,000 人を市外に避難させなくてはならないことになるので、平成23年3月の東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所事故を契機に、平成25年3月に地域防災計画を全面改正するとともに舞鶴市住民避難計画を策定した。

その後、安全対策のため28年3月住民避難計画を全面改正し、平成29年4月には小学校区毎の**避難計画概要版**を作成し住民説明会を開催し周知に努めた。

平成29年5月高浜4号機再稼働、6月3号機再稼働、平成30年3月大飯3号機再稼働、5月4号機再稼働と、舞鶴市における原子力防災対策への取組は避けて通れないものとなっている。

住民の避難計画においては、市域を7つのゾーンに分けて、緊急事態の内容等により、小学校区エリア毎に避難時集結場所・避難中継所・避難先の府縣市町など、拡散方向に

よって南方面、西方面に分けて具体的な避難場所も明示しているものの課題が多いとのことである。

石巻市も同様に、課題の解決が課題であることから今後の舞鶴市の取組を注視していきたい。

○政策・提言

本市においても、隣接する女川町に立地する東北電力女川原発の、1号機は廃炉が決定したものの、2号機については再稼働に向けて新規制基準への適合申請がなされており、現在においては安全対策工事が進められている。

女川原発の再稼働の是非については今後議論を深め、意見提言を行うことが必要と思われるが、市民の安全を確保するため、本市においても舞鶴市の原子力防災対策への取組と、きめ細かな住民避難計画を参考にしながら、本市防災計画を検証するとともに、他自治体での先進的な取組を積極的に組み込んでいくよう提案する。



西尾市

○視察目的

愛知県防災会議地震部会は、戦後最大の甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓として、また、今後南海トラフ地震等の大規模災害発生が予想されることを踏まえ、これまでの地震被害予測調査を最新の知見に基づいて見直し、今後の防災・減災対策の効果的な推進を図るために、平成23年度から平成25年度の3年間で、東海地震・東南海地震・南海地震等の被害予測調査を実施し、平成26年5月に調査結果の公表を行っている。

その調査結果では、西尾市は、最大震度7、最大津波高5.1メートル、全壊・焼失棟数約15,000棟、死者約1,800人と、県内でも最も深刻な被害が生じると予測されている。

そのため、大規模災害発生時においても市民の生命・財産・経済活動等を守ることは行政の最大の責務であり、行政(市役所)の機能低下を最小限にとどめ、行政が果たすべき役割を実施、継続する重要性を認識し、大規模災害時に優先的に実行する業務とその業務に必要な資源を整理し、その確保策、対応策をまとめた業務継続計画(Business Continuity Plan)を平成27年度に策定し、大規模災害に対応すべく取組を進めている。

本市ではあらゆる危機に対処することが可能な強いまちづくりを目指し、平成30年1月に石巻市危機管理指針を策定しているが、石巻市防災会議が策定した石巻市地域防災計画共通編(平成26年12月)において策定を規定している業務継続計画(BCP)について、いまだに未整備の状況であることから、西尾市の取組について学び、本市の事業推進の参考とする。

○視察概要

平成26年5月に愛知県より発表された「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査(過去地震最大モデル)」を受け、平成27年4月に西尾市では、地震・津波ハザードマップを作成し、全戸配布した。また、津波浸水避難シュミレーションを作成している。

本シュミレーションは、西尾市において大きな揺れが発生して、津波警報もしくは大津波警報が発表され、浸水想定区域の住民が津波避難の原則(津波浸水想定区域外により早く、より遠く、より高くとの避難行動)に則って避難した場合、国や県からのプッシュ型支援が行われるまでの災害発生後3日間を乗り切るために、どの公共施設を避難所として開設し、どの地区を収容すれば良いかを市内全域を対象として考えられたものである。本シュミレーションに基づき、指定避難所や物資などの各種整備を進め、必要に応じて随時見直しを行っている。

また、深刻な被害が予測される西尾市では、災害発生前に必要な資源(職員、庁舎、資機材等)の確保・配分や必要な対策を定めるとともに、優先的に取り組むべき非常時優先業務や業務開始目標時間等を明確にすることにより、行政機能の継続性の確保と業務継続力向上及び早期の災害復旧・復興を実現することを目的として、業務継続計画(Business Continuity Plan: BCP)を平成27年に策定した。

○西尾市業務継続計画(BCP)について

1. 計画策定のメリット

大規模災害時に行うべき業務が明確化されることで、発災時には次のメリットを得ることが出来ると考えている。

- ・発災直後の業務レベルの向上や業務立ち上げ時間の短縮により、業務の迅速な再開が可能となること。

- ・休止・抑制せざるを得ない通常業務を明確にし、非常時の業務執行体制を迅速に整えることができ、発災により低下する行政サービスの質を効率よく回復することが出来ること。
- ・各課が災害時において実施すべき業務や、実施にあたっての課題などを事前に認識しておくことができ、防災力の強化につながること。

2. 計画の基本方針

西尾市では、下記の基本方針に基づき、業務継続計画を策定している。

- ① 大規模災害から市民等の生命・身体及び財産を守ることを最大の目的とする
- ② 市民生活や経済活動機能の維持、早期復旧に努める
- ③ 業務継続のために必要な体制をとり、必要な資源を最大限有効に活用する

3. 非常時優先業務

発災直後は、職員の数や必要物資などの資源が不足するにも関わらず、実施すべき業務は膨大になることが予想される。

2で掲げた基本方針に基づき、課ごとに各課別業務継続計画を作成するため、発災から1か月に優先的に実施すべき業務(非常時優先業務)の選定を行った。非常時の優先業務については、着手目標時間ごとの優先度を付し、さらに細分化している。

優先度 A

- | | | |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> A1 発災後 3 時間以内に A2 発災後 6 時間以内に A3 発災後 1 2 時間以内に A4 発災後 2 4 時間以内に | } | <p>業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務</p> |
|--|---|---|

優先度 B

遅くとも発災後 3 日以内に業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に相当な影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務

優先度 C

遅くとも発災後 1 週間以内に業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務

優先度 D

発災後 2 週間以内に業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務

優先度 E

発災後 2 週間を超え、1 か月以内程度に発生する主に復旧・復興業務や優先度の高い通常業務

- 非常時優先業務 374 業務をさらに細分化し、各課が優先して着手すべき業務を明確化させ、大規模災害時の混乱を軽減する体制づくりを行っている。また、非常時優先業務ごとに業務別手順書を作成し、誰もが業務を実施できる仕組みづくりを行っている。

非常時優先業務 374 業務中・・・

- | | |
|------------------|-----------------|
| A1 157 業務 (42%) | B 35 業務 (9.4%) |
| A2 44 業務 (11.8%) | C 38 業務 (10.2%) |
| A3 20 業務 (5.3%) | D 17 業務 (4.5%) |
| A4 31 業務 (8.3%) | E 32 業務 (8.6%) |

4. 計画策定後の取り組み

(1) 定期的な計画の見直し

新年度の人事異動や機構改革などを踏まえ、各課に非常時優先業務の修正を年度初めに依頼している。新旧担当者間の引き継ぎを確実に実施し、実行性のある計画となるよう協力をお願いしている。

(2) 非常時優先業務を行うにあたり必要となる資材の配備

各課が非常時優先業務を行うにあたり必要となる資材について調査を行い、危険管理局にて精査の上、3か年実施計画にまとめて要望している。採択された予算については、原課と危機管理課で協議の上、予算計上を行っている。

■資材例・・・救護用資材や福祉避難所用エアマットなど

(3) BCP 訓練の実施

1月5日に実施している「17万人市民まるごと防災訓練」にあわせ、課ごとに非常時優先業務から業務内容を選択し、3時間分の内容を計画の上、訓練を実施している。

～今後の取り組みについて～

BCPは、一旦策定すれば良いというものではない。計画の実効性を確認し、高めていくためには、教育や訓練を実施するとともに、訓練結果の検証と課題・教訓を整理していくことが重要である。これらの課題・教訓を改善し見直すことで、BCPの実効性を高めていく必要があり、次のPDCAサイクルを中心として実用的な計画となるよう改善を図っていく。

西尾市業務継続計画

P (Plan) : 計画策定・更新

業務継続計画の策定・見直し／業務継続計画に関連する防災計画・マニュアル等との整合

D (Do) : 計画の実施

日常時における訓練実施／災害時における対応

C (Check) : 実施状況の点検・評価

訓練結果の検証／災害時の対応状況の整理・検証と課題・教訓の整理

A (Action) : 改善の取り組み

業務継続計画の見直し／新たな訓練企画や、通常時における取り組みへの反映

〇所 感

西尾市では、今後発生する可能性のある南海トラフ地震等の大規模災害に備え、市民の生命・財産を守るために、様々な予測調査を基に、細部にわたり避難計画やシュミレーションを行い、危機管理体制を整えていることが伺えた。災害発生前に、資源の確保や住民の安全対策に向けた準備を進めておくことは、被害を最小限に食い止める何より確実な方策であろう。

しかし、西尾市ではあくまでも災害予測の範疇の中でのシュミレーションであるため、実際に東日本大震災を経験した我々としては、想定外の事象も踏まえた例を挙げた上で活発な意見交換が出来たと思う。

業務継続計画（BCP）の策定については、西尾市の取り組みが大変参考になった。行政機能の継続性確保や早期の復旧・復興の実現のために、災害時における優先業務を明確化し、速やかに実施できる体制をとっておくことは業務レベル向上や業務立ち上げ時間短縮など、非常時の業務執行体制を迅速に整えることができるため、大変重要である。

本市においてもBCPの整備を早急に進めるべきである。

〇政策・提言

西尾市では、津波浸水避難シュミレーションやBCP策定への取り組みの他にも各地区ごとの「防災カルテ」も作成している。カルテには、地区ごとの地域概況や年代別構造別建物集計・洪水リスク・土砂災害リスク・避難所経路・液状化危険度・地区の地震災害危険性・地区の課題などあらゆる情報が掲載されており、避難対応にも大変役立つものと考えられる。

本市においては、よりきめ細やかな情報発信において課題が残されているように思える。災害は時と場所を選ばずに襲ってくるものである。

また、その発生形態も様々である。他市の事例を参考にし、防災力向上への取り組みを更に強化し、市民の安全・安心の確保に努めていくよう提案する。

お問い合わせ

石巻市議会事務局 議事グループ
〒986-8501 宮城県石巻市穀町14番1号
Tel: 0225-95-5080 (議会直通)
Fax: 0225-96-2274
Mail: assesc@city.ishinomaki.lg.jp